単品スライド条項（減額）適用時の実施手順（参考）

○ 対象工事の抽出　（契約担当者）

※単品スライド条項（減額）の対象となるか試算する。

① 単品スライド条項（減額）に基づく請求　（契約担当者）

工事請負代金変更請求書
（様式－１’）

② 協議開始日の通知　（契約担当者）

請負代金額変更協議開始日等通知書
（様式－２’）

③ 協議資料提出　（契約担当者）

宇佐市公共工事請負契約約款第25条第5項の適用に基づく請負代金額の減額変更協議書
（様式－３’）
請負代金額の変更の対象材料内訳表
（様式－３’－１）

④ 対象材料の協議開始　（契約担当者）（請負者）

※契約担当者と請負者は、協議期間中に対象材料について確定させる。

（異議があった場合）　（請負者）

請負代金額の変更の対象材料証明書
（様式－４’）　※併せて、納品書等を添付する。

⑤ 見込額の通知　（契約担当者）

宇佐市公共工事請負契約約款第25条第5項の適用に基づく請負代金額の減額変更について（通知）
（様式－５’）

⑥ 変更請負代金額の協議開始　（契約担当者）

工期・請負代金額変更協議開始日等通知書
（様式－６’）

⑦ 請負代金額の変更契約の締結　（契約担当者）（請負者）

○ 工期末

1週間以内

2週間以内

2週間以内

45日メド

2ヶ月以上